

報告・協議 1

メイプル賞選考基準の見直しについて

このことについて、別紙のとおり報告します。

令和2年4月22日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵



# メイプル賞の選考基準の見直しについて

## 1 趣旨

メイプル賞の設立から30年が経過し、この賞の認知度や推薦件数が年々増加する中、これまでの受賞者の状況を踏まえ、次の観点から選考基準の見直しを行う。

- ・受賞対象となる功績の公平性の担保  
(受賞対象となる大会等の規模や難易度に差が生じている。)
- ・受賞機会の拡大  
(同一の児童・生徒が同一分野で複数回受賞している。)

## 2 見直しのポイント

### (1) 大会規模の明確化

対象となる大会を、次のとおり明確に定める。

#### 【全国大会】

- ・予選大会や代表選考などを経て出場する大会
- ・全体の出場者がおおむね50名を超える全国規模の大会

#### 【国際大会】

- ・上記の全国大会を経て出場する大会
- ・日本代表として出場する大会

### (2) 第1位に相当する賞が複数存在する場合の取扱い

第1位に相当する者が10名又は10団体以内の場合のみ対象とする。

### (3) 同一の功績により複数回受賞する場合の取扱い

同一の功績による受賞は、校種につき1回に限定する。

例：小学生で受賞した者は、小学校を卒業するまで同一の功績での受賞はできない。

中学校又は高等学校に進学後は対象となる。

※ ただし、教育長が特に受賞に値すると認めるものは対象とする旨、選考基準に明記する。

## 3 スケジュール

令和2年度第1回の表彰から新基準を適用することとし、候補者推薦依頼時（令和2年5月上旬頃）に周知する。

メイプル賞選考基準 新旧対照表

新	旧
<p>2 選考基準 (略)</p> <p>ただし、同一の功績により広島県知事表彰を受賞しているもの、<u>同一の功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているもの</u>及び当該年度既にメイプル賞を受賞しているものは、選考の対象から除く。</p>	<p>2 選考基準 (略)</p> <p>ただし、同一の功績により広島県知事表彰を受賞しているもの及び当該年度既にメイプル賞を受賞しているものは、選考の対象から除く<u>ものとする</u>。</p>
<p>3 選考基準の具体的運用について</p> <p><u>次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>ただし、教育長が特に受賞に値すると認めるものは、この限りではない。</u></p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 各種大会、競技会等の取扱い</p> <p>ア 対象とする大会は、<u>次のいずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p><u>(7) 全国大会</u></p> <p><u>予選大会や代表選考などを経て出場する大会又は全体の出場者がおおむね50名を超える全国規模の大会</u></p> <p><u>(i) 国際大会</u></p> <p><u>上記の全国大会を経て出場する大会又は日本代表として出場する大会</u></p> <p>イ, ウ (略)</p> <p>エ 優勝(第1位) <u>又はこれに相当する賞の受賞者を対象とする。</u></p> <p><u>ただし、優勝(第1位)に相当する賞の受賞者が、10名又は10団体を超える場合を除く。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>3 選考基準の具体的運用について</p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 各種大会、競技会等の取扱い</p> <p>ア 対象とする大会は、国際大会及び全国大会とする。</p> <p>イ, ウ (略)</p> <p>エ 優勝(第1位) <u>を基本とするが、優勝に該当する賞がない場合は、これに準ずる賞の受賞者を対象とすることができる。</u></p> <p><del>オ スポーツ分野については、次の大会を対象とする。</del></p> <p><del>インターハイ及びその他これに準じる全国大会等</del></p> <p><del>(ただし、オリンピック、世界選手権大会、ユニバーシアード、アジア大会、国民体育大会、全日本選手権大会、全国高校野球選手権大会は、上記「2選考基準」のただし書のうち県知事表彰の受賞者に該当するため除く。)</del></p>

# (新)

## メイプル賞選考基準

平成8年3月1日教育長制定  
平成14年12月25日一部改正  
平成17年11月18日一部改正  
平成18年3月8日一部改正  
平成19年4月24日一部改正  
平成20年5月15日一部改正  
平成30年5月7日一部改正  
令和2年4月21日一部改正

### 1 目的

この基準は、メイプル賞実施要項（平成8年3月1日）に基づき、メイプル賞の被表彰者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 選考基準

メイプル賞の選考は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）又は児童生徒の団体のうち、学校教育、社会教育、体育・スポーツ、文化等の分野において、次の各号の一以上に該当するものうちから行う。

ただし、同一の功績により広島県知事表彰を受賞しているもの、**同一の功績により同一校種でメイプル賞を受賞しているもの**及び当該年度既にメイプル賞を受賞しているものは、選考の対象から除く。

- (1) 全国規模の各種大会、競技会等で優秀な成績をおさめたもの
- (2) 前号のほか、学習活動等の成果が他の模範として推奨できるもの

### 3 選考基準の具体的運用について

次の各号のとおりとする。

ただし、教育長が特に受賞に値すると認めるものは、この限りではない。

#### (1) 対象者

職業的専門家（プロ）は除く。

#### (2) 対象領域

情報（新聞、パソコン等）、社会科学（経済、社会等）、自然科学（科学、数学等）、工学（機械、建築等）、産業（農業、商業等）、家政（食物、被服等）、芸術（美術、音楽、演劇等）、語学（スピーチ等）、文芸、体育・スポーツ等多様な領域を対象とする。

#### (3) 各種大会、競技会等の取扱い

ア 対象とする大会は、次のいずれかに該当するものとする。

##### (ア) 全国大会

予選大会や代表選考などを経て出場する大会又は全体の出場者がおおむね50名を超える全国規模の大会

##### (イ) 国際大会

上記の全国大会を経て出場する大会又は日本代表として出場する大会

- イ 主催、共催又は後援する団体のいずれかに、全国規模のものが含まれている大会を原則とする。
- ウ 公的機関の後援がある大会等であることを原則とする。
- エ 優勝（第1位）又はこれに相当する賞の受賞者を対象とする。  
ただし、優勝（第1位）に相当する賞の受賞者が、10名又は10団体を超える場合を除く。

#### 4 候補者の選考方針について

受賞候補者の選考は、次の関係機関からの推薦により行うこととし、表彰等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて決定する。

選考委員会で決定された受賞候補者は、教育委員会会議に付議し、受賞者として決定する。

（ 本庁各課・室， 県立学校， 教育センター， 市町教育委員会，  
スポーツ推進課， 学事課， 広島大学（附属学校部） ）

#### 5 その他

- (1) この基準は、平成8年3月1日から施行する。
- (2) この基準は、平成14年12月25日から施行する。
- (3) この基準は、平成17年11月18日から施行する。
- (4) この基準は、平成18年3月8日から施行する。
- (5) この基準は、平成19年4月24日から施行する。
- (6) この基準は、平成20年5月15日から施行する。
- (7) この基準は、平成30年5月7日から施行する。
- (8) この基準は、令和2年4月21日から施行する。

(旧)

メイプル賞選考基準

平成8年3月1日教育長制定  
平成14年12月25日一部改正  
平成17年11月18日一部改正  
平成18年3月8日一部改正  
平成19年4月24日一部改正  
平成20年5月15日一部改正  
平成30年5月7日一部改正

1 目的

この基準は、メイプル賞実施要項（平成8年3月1日）に基づき、メイプル賞の被表彰者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選考基準

メイプル賞の選考は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の小学部・中学部・高等部に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）又は児童生徒の団体のうち、学校教育、社会教育、体育・スポーツ、文化等の分野において、次の各号の一以上に該当するもののうちから行う。

ただし、同一の功績により広島県知事表彰を受賞しているもの及び当該年度既にメイプル賞を受賞しているものは、選考の対象から除くものとする。

- (1) 全国規模の各種大会、競技会等で優秀な成績をおさめたもの
- (2) 前号のほか、学習活動等の成果が他の模範として推奨できるもの

3 選考基準の具体的運用について

(1) 対象者

職業的専門家（プロ）は除く。

(2) 対象領域

情報（新聞、パソコン等）、社会科学（経済、社会等）、自然科学（科学、数学等）、工学（機械、建築等）、産業（農業、商業等）、家政（食物、被服等）、芸術（美術、音楽、演劇等）、語学（英語等）、文芸、体育・スポーツ等多様な領域を対象とする。

(3) 各種大会、競技会等の取扱い

ア 対象とする大会は、国際大会及び全国大会とする。

イ 主催、共催又は後援する団体のいずれかに、全国規模のものが含まれている大会を原則とする。

ウ 公的機関の後援がある大会等であることを原則とする。

エ 優勝（第1位）を基本とするが、優勝に該当する賞がない場合は、これに準ずる賞の受賞者を対象とすることができる。

オ スポーツ分野については、次の大会を対象とする。

インターハイ及びその他これに準じる全国大会等

（ただし、オリンピック、世界選手権大会、ユニバーシアード、アジア大会、国民体育大会、全日本選手権大会、全国高校野球選手権大会は、上記「2選考基準」のただし書のうち県知事表彰の受賞者に該当するため除く。）

#### 4 候補者の選考方針について

受賞候補者の選考は、次の関係機関からの推薦により行うこととし、表彰等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）にて決定する。

選考委員会で決定された受賞候補者は、教育委員会会議に付議し、受賞者として決定する。

本庁各課・室，県立学校，教育センター，市町教育委員会，  
スポーツ推進課，学事課，広島大学（附属学校部）

#### 5 その他

- (1) この基準は，平成8年3月1日から施行する。
- (2) この基準は，平成14年12月25日から施行する。
- (3) この基準は，平成17年11月18日から施行する。
- (4) この基準は，平成18年3月8日から施行する。
- (5) この基準は，平成19年4月24日から施行する。
- (6) この基準は，平成20年5月15日から施行する。
- (7) この基準は，平成30年5月7日から施行する。